



三重県公報

令和8年1月9日 (金)

第 683 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
1	三重県公安委員会における情報セキュリティ基本方針に関する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
3	令和8年三重県議会定例会の招集	(総 務 課)	2
4	指定管理者の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
5	同件	(同)	3
6	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(同)	3
7	指定管理者の指定	(少 子 化 対 策 課)	3
8	同件	(家 庭 福 祉 ・ 施 設 整 備 課)	4
9	同件	(く ら し ・ 交 通 安 全 課)	4
10	同件	(地 球 温 暖 化 対 策 課)	4
11	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	5
12	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	5
13	指定管理者の指定	(み ど り 共 生 推 進 課)	5
14	同件	(同)	6
15	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	6
16	同件	(同)	7
17	指定管理者の指定	(観 光 総 務 課)	7
18	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
19	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
20	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	8
海 調 委 告 示			
1	三重海区におけるとらふぐ産卵親魚についての指示	(海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	8
公 告			
土地改良区役員の退任及び就任の届出 (農 地 調 整 課) 8			
土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都 市 政 策 課) 9			
建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧 (建 築 開 発 課) 9			
特 定 調 達 公 告			
随意契約の相手方を決定した旨 (税 务 企 画 課) 10			
一般競争入札を行う旨 (管 財 課) 10			
同件 (水 産 資 源 管 理 課) 13			
同件 (保 健 環 境 研 究 所) 16			

公 告 告 規 則

三重県公安委員会における情報セキュリティ基本方針に関する規則を以下に公布します。

令和8年1月9日

三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

三重県公安委員会規則第一号

三重県公安委員会における情報セキュリティ基本方針に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できるることをいう。
- 二 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- 三 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できるることをいう。
- 四 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- 五 警察情報システム 三重県警察が設置する情報システムをいう。
- 六 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - イ 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であつてその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - ロ 警察情報システムから出力された情報
 - ハ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて公安委員会が取り扱うもの
 - ニ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第三条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、これらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(公安委員会委員の責務)

第四条 公安委員会委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第五条 公安委員会の運営について、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規則に定めるものほか、三重県警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

三重県告示第3号

令和8年三重県議会定例会を次のとおり招集します。

令和8年1月9日

三重県知事 一見勝之

1 期日 令和8年1月19日

2 場所 三重県議会議事堂

三重県告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県身体障害者総合福祉センター

の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2

名 称 社会福祉法人三重県厚生事業団

代表者 理事長 高野 吉雄

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 津市桜橋二丁目 130 番地

名 称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会

代表者 理事長 中島 信哉

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 6 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名	担当する障害分野
社会福祉法人素問会 芹の里クリニック	津市久居井戸山町 707-3	田中 壮一郎	呼吸器機能障害
社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区 15-6	田中 しおり	ぼうこう・直腸機能障害
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174	古橋 一樹	呼吸器機能障害
青木記念病院	桑名市中央町 5-7	森井 正哉	小腸機能障害 肝臓機能障害
医療法人社団虎の門会 西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375	西岡 洋右	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害
医療法人廉明会 田渕眼科	桑名市大字東方 157 番地 3	田渕 大策	視覚障害
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	堀川 穎文	肢体不自由
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038	谷口 悠	肢体不自由

三重県告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、みえこどもの城の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 松阪市立野町 1291 番地

名 称 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

代表者 代表理事 中山 恵里子

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 津市桜橋二丁目 131 番地三重県社会福祉会館内

名 称 一般社団法人三重県母子寡婦福祉連合会

代表者 代表理事 伊藤 二時子

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県交通安全研修センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 津市高茶屋四丁目 48 番 8 号

名 称 一般財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 稲垣 清文

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県環境学習情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階

名 称 アクティオ株式会社

代表者 代表取締役 淡野 文孝

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

三重県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定ですので、同法第33条の3において準用する第30条の2第1項の規定により告示します。

令和8年1月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第12号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年1月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

海野 廣見

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市白山町二俣字上山885

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第13号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県民の森の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 三重郡菰野町小島 4059 番地

名 称 N P O 法人 E C C O M

代表者 理事長 森 豊

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県上野森林公园の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 三重郡菰野町小島 4059 番地

名 称 N P O 法人 E C C O M

代表者 理事長 森 豊

2 指定した年月日

令和 7 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 15 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラックコスモス四十九店

伊賀市四十九町字矢倉 1156 番 2

2 伊賀市から聴取した意見

(1) 騒音の発生に係る事項

ア 造成工事及び施設建設工事の際、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定建設作業を実施する場合は、作業を実施する 7 日前までに届出を行うこと。

イ 騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設を設置する場合、又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づく特定施設を設置する場合は、30 日前までに届出を行うこと。

(2) 廃棄物に係る事項

ア 廃棄物保管時やごみ排出時などの飛散、悪臭防止に留意すること。

イ 適切に運搬、処理を行うこと。

ウ 可能な限り資源としてリサイクルに努めること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 1 月 9 日から同年 2 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 16 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
S U P E R C E N T E R P L A N T 志摩店
志摩市磯部町穴川字土橋 1175-1 ほか 55 筆
- 2 志摩市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 1 月 9 日から同年 2 月 9 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営サンアリーナの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4
名 称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保
- 2 指定した年月日
令和 7 年 12 月 23 日
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 18 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢小俣松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市小俣町元町 1702 番 1 地先から 伊勢市小俣町元町 1705 番地先まで	旧	4.4～6.0	50.0
	新	5.3～7.3	50.0

三重県告示第 19 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町鍬形字上峠 406 番 3 地先から 多気郡多気町鍬形字上峠 882 番地先まで	令和 8 年 1 月 12 日
一般国道 163 号	伊賀市寺田字中之瀬 1462 番 1 地先から 伊賀市寺田字椿ヶ澤 1482 番 3 地先まで	令和 8 年 1 月 9 日

三重県告示第 20 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	163 号	伊賀市寺田字中之瀬 1462 番 1 地先から 伊賀市寺田字椿ヶ澤 1482 番 3 地先まで	令和 8 年 1 月 9 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 1 号

三重海区におけるとらふぐ産卵親魚の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 8 年 1 月 9 日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 採捕制限

次に掲げる点 A、B、C、D、A を順次結んだ線によって囲まれた区域において、3 月 15 日から 5 月 15 日まで、とらふぐを採捕してはなりません。

ただし、試験研究又は増殖用種苗供給のための採捕についてはこの限りではありません。

点 A 北緯 34 度 25 分 02 秒 東経 136 度 56 分 49 秒

点 B 北緯 34 度 25 分 02 秒 東経 136 度 59 分 49 秒

点 C 北緯 34 度 22 分 12 秒 東経 136 度 59 分 49 秒

点 D 北緯 34 度 22 分 12 秒 東経 136 度 55 分 49 秒

（経緯度数値については世界測地系によります。）

2 指示の有効期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

寺井池土地改良区（鈴鹿市下大久保町 4340 番地）

退任理事

鈴鹿市下大久保町 684 番地の 1

河 北 日出生

〃 〃 678 番地

矢 田 末 一

〃 石薬師町 364 番地

牧 野 吉 樹

〃 下大久保町 1995 番地の 1

久 保 田 章

〃 〃 1721 番地の 1

北 林 健 吾

退任監事

鈴鹿市下大久保町 1298 番地の 4

久 保 田 一 幸

〃 石薬師町 1784 番地の 3

田 中 勝 也

就任理事

鈴鹿市下大久保町 684 番地の 1

河 北 日出生

〃 〃 678 番地

矢 田 末 一

〃 石薬師町 364 番地

牧 野 吉 樹

〃 下大久保町 1995 番地の 1

久 保 田 章

〃 〃 1721 番地の 1

北 林 健 吾

就任監事

鈴鹿市下大久保町 1298 番地の 4

久 保 田 一 幸

〃 岸田町 1067 番地

出 口 義 彦

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 組合の名称及び事務所の所在地

多度町小山土地区画整理組合

桑名市多度町小山台一丁目 36 番地 1

2 事業施行期間

平成 12 年 6 月 20 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

東工区

桑名市多度町小山字西谷通、字東谷通、字貝殻谷及び字中之谷の各一部並びに多度字祢宜谷の一部

西工区

桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部

4 設立認可の年月日

平成 12 年 6 月 20 日

5 変更認可の年月日

令和 8 年 1 月 9 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 1 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令 和 7 年	光真建設株式会社	三重県三重郡菰野町大字	いなべ市大安町大井	A	6.0	47.2

12月18日	代表取締役 野口 真人	田光 53-3	田字南川 1104-1			
--------	-------------	---------	-------------	--	--	--

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年1月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 特 定 役 務 の 名 称	次期e L T A X 対応に伴う総合税システム仕様変更業務委託
2 担 当 部 局	津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階 三重県総務部税務企画課電算班
3 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 日	令和7年11月21日
4 契 約 の 相 手 方	三重県津市羽所町700番地 富士通J a p a n株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（三重） シニアディレクター 村山 栄
5 契 約 金 額	51,289,480円（うち消費税及び地方消費税4,662,680円）
6 決 定 手 続	随意契約
7 随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年1月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項	
(1) 購入物品及び数量	三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,128,000kWh
(2) 購入物品の特質等	購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
(3) 使用期間	令和8年4月1日（水）0時から令和9年3月31日（水）24時まで
(4) 需要場所	三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎
(5) 業種及び用途	官公署（事務所）
(6) 供給計画等	調達説明書（仕様書）に示すとおりです。
2 入札参加者及び落札者に必要な資格	
(1) 競争入札参加資格	<p>ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。</p>
(2) 落札資格	<p>ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。</p> <p>イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。</p> <p>ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。</p>

エ 令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
オ 小売電気事業者（電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年1月29日（木）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類
なお、新たに令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

- (6) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課管財班 担当 長谷川

電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111 電子メール kanzai@pref.mie.lg.jp

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年2月19日（木）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和8年2月5日（木）17時までに調達システムで通知（紙入札参加者には通知書を発送）します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年2月19日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで提出してください。

提出締切日時 令和8年2月19日（木）14時

なお、入札書は令和8年2月9日（月）から同月19日（木）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部管財課管財班

案件名 三重県本庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月19日（木）14時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札参加者の負担とします。

(4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、三重県政府調達苦情検討委員会に苦情の申立てがあり、同委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Electricity (approx. 3,128,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Wednesday, April 1, 2026 to 12:00 P.M. on Wednesday, March 31, 2027.

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Government office

(4) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 9, 2026 and 2:00 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(5) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(6) Managing Authority:

Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2135

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和8年1月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 請負業務名

漁業取締船「伊勢」浮桟橋製作業務

(2) 請負業務の特質等

請負業務に関し、三重県知事が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年8月28日(金)までとします。

(4) 請負業務履行場所

受注者工場等及び三重県尾鷲市天満浦尾鷲港

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年1月28日（水）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 宮澤

電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部水産資源管理課資源管理班 担当 田路

電話 059-224-2582 ファクシミリ 059-224-2608

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年2月19日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年2月10日（火）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年2月10日（火）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年2月19日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年2月19日（木）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 漁業取締船「伊勢」浮桟橋製作業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月19日（木）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Construction of floating pier for the fisheries patrol vessel "Ise"

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(4) Managing Authority:

Fishery Resources Management Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2582

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年1月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定使用量）1,563,000 kWh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

令和8年4月1日（水）0時から令和9年3月31日（水）24時まで

(4) 需要場所

三重県四日市市桜町3684-11 三重県保健環境研究所庁舎

(5) 業種及び用途

官公署（研究所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 エ 令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
 オ 小売電気事業者（電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年1月29日（木）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
 (5) 令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類
 なお、新たに令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

(6) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 担当 久安

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004 電子メール hokan@pref.mie.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 8 年 2 月 19 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 8 年 2 月 5 日（木）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 8 年 2 月 19 日（木）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、四日市西郵便局留めで提出してください。

提出締切日時 令和 8 年 2 月 19 日（木）14 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

案件名 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 2 月 19 日（木）14 時 30 分

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止する事があります。

また、入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札参加者の負担とします。

(4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、三重県政府調達苦情検討委員会に苦情の申立てがあり、同委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行なうことがあります。

(6) 本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Electricity (approx. 1,563,000kWh) to be used in the building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Wednesday, April 1, 2026 to 12:00 P.M. on Wednesday, March 31, 2027.

(3) Supply place:

The building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(4) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(5) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, February 19, 2026.

(6) Managing Authority:

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture
3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan

TEL:059-329-3800

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
